

時 期	復旧・復興段階
区 分	復興体制
分 野	復興財源
検 証 項 目	地方債等の発行

根拠法令・事務区分	財政法
執 行 主 体	国、県（自治事務）、市町（自治事務）
財 源	-
概 要	<p>阪神・淡路大震災においては、各種復旧事業等に必要な財源を確保するため、地方債の発行を可能とする特別措置が講じられた。このため、平成7年度に、兵庫県においては約7,600億円、神戸市においては約6,100億円の公債を発行し、それぞれ、復旧・復興事業費に充てた。当初、兵庫県においては、起債制限比率をピーク時においても15%以内とする方針を打ち出したが、震災復興事業に係る起債償還に伴い、各市の起債制限比率は、震災後、20%を超えており、財政が圧迫された状況にある。</p> <p>兵庫県及び各市においては、震災復興事業に係る起債償還に伴い圧迫された財政状況を改善するために、行財政改革を進め、支出削減を図っているが、この改善にはまだほど遠い状況にある。</p>

阪神・淡路大震災における取組内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>阪神・淡路大震災に対処するための平成6年度における公債の発行の特例等に関する法律（平成7年3月1日法律第17号）〔『阪神・淡路大震災復興誌』総理府・阪神・淡路復興対策本部事務局,p37-38〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・阪神・淡路大震災に対処するため必要な財源を確保するため、平成6年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるとともに、財政法第4条第1項ただし書の規定により同年度において追加的に発行される公債についての発行時期及び会計年度所属区分の特例に関する措置を定めた。</li> </ul> <p>阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成7年3月1日法律第16号）〔『阪神・淡路大震災復興誌』総理府・阪神・淡路復興対策本部事務局,p37-38〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成6年度に加え、平成7年度にも歳入欠かん等債（地方債）の発行を可能とした。</li> </ul> <p>補助災害復旧事業にかかる地方財政措置〔『阪神・淡路大震災復興誌』総理府・阪神・淡路復興対策本部事務局,p37-38〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・激甚法及び特別財政援助法の適用対象となった事業について、次の施設（庁舎等の公用施設を除く）にかかる事業について補助災害復旧事業債の対象とした。（下記～については従前の制度により、～については今回の特例） <ul style="list-style-type: none"> <li>公共土木施設</li> <li>農林水産業施設</li> <li>公立学校施設</li> <li>都市施設</li> <li>社会福祉施設</li> <li>社会教育施設</li> <li>その他特別財政援助法対象事業</li> </ul> </li> </ul> <p>単独災害復旧事業にかかる地方財政措置〔『阪神・淡路大震災復興誌』総理府・阪神・淡路復興対策本部事務局,p37-38〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・阪神高速道路公団、神戸港埠頭公社、民間鉄道事業者等の災害復旧事業にかかる地方公共団体からの補助金について、新たに単独災害復旧事業債の対象とした。</li> <li>・単独災害復旧事業債にかかる元利償還金については、従来、各団体の財政力に応じてその28.5%～57.0%を普通交付税の基準財政需要額に算入していたが、その算入率を47.5%～85.5%に引き上げた。</li> </ul>

地方企業災害復旧事業にかかる地方財政措置 [『阪神・淡路大震災復興誌』総理府・阪神・淡路復興対策本部事務局,p37-38]

- ・地方企業災害復旧事業に要する経費のうち、国庫補助負担金に伴う場合は国庫補助負担基本額から国庫補助負担金の額及び通常の建設改良に係る助成措置との均衡を考慮して定められた額を控除した額の1/2、国庫補助金負担額を伴わない場合は復旧事業に要する経費から通常の建設改良に係る助成措置との均衡を考慮して定められた額を控除した額の1/2について、一般会計から繰り出すことができるものとし、当該繰出金について、一般会計において単独災害復旧事業債の対象とした。
- ・災害復旧事業に要する経費から上記の繰出額を控除した額については、公営企業会計において地方公営企業等災害復旧事業債の対象とし、その償還期限を10年から20年に延長することとした。

震災復興事業用地の先行取得事業 [『阪神・淡路大震災復興誌』総理府・阪神・淡路復興対策本部事務局,p37-38]

- ・阪神・淡路大震災の被害の甚大性等に鑑み、震災地域の復興を図り計画的なまちづくりを推進するため、特別財政援助法第2条第1項に規定する特定被災地方公共団体（兵庫県、神戸市等17団体）が、被災市街地復興推進地域等において、街路、公園、住宅、交通施設、社会福祉施設等の整備事業及び都市開発事業等震災復興事業のために、平成7年度及び8年度に計画的に先行取得した用地にかかる公共用地先行取得事業債の金利負担の一部（2.5%相当）について、普通交付税により措置することとした。

地方税の減税等による減収補填対策 [『阪神・淡路大震災復興誌』総理府・阪神・淡路復興対策本部事務局,p37-38]

- ・歳入欠かん債の対象税目に、普通税のみならず、都市計画税及び事業所税を新たに加えた。
- ・地方税等の減免等にかかる減収額については、その全額について歳入欠かん債の発行を許可することとし、その元利償還金について府県は80%、市町村は75%（いずれも従来は57%）を特別交付税により措置することとした。

災害救助事業にかかる地方財政措置 [『阪神・淡路大震災復興誌』総理府・阪神・淡路復興対策本部事務局,p37-38]

- ・災害救助事業に対する国庫負担金（兵庫県の場合80/100以上）を除いた地方負担額（20/100以下、残りは国庫補助）の全額について災害対策債の発行を許可することとし、その元利償還金の95%を特別交付税により措置することとした。

災害廃棄物処理（がれき処理）にかかる地方財政措置 [『阪神・淡路大震災復興誌』総理府・阪神・淡路復興対策本部事務局,p37-38]

- ・建物倒壊等による大量がれき処理については倒壊前の解体経費を含めて国庫補助対象（1/2）とされ、残りの地方負担額（1/2）の全額について災害対策債の発行を許可することとし、その元利償還金の95%（従来は57%）を特別交付税により措置することとした。

阪神・淡路大震災復興基金にかかる地方財政措置 [『阪神・淡路大震災復興誌』総理府・阪神・淡路復興対策本部事務局,p271]

- ・自治省（当時）においては、被害の甚大性等に鑑み、平成7年度において、県市の出資金及び長期貸付金の原資に対して地方債を許可するとともに、長期貸付金に係る地方債のうち、5,000億円から生じる利子の95%を普通交付税により措置することとした。
- ・平成8年度においては、生活再建支援事業を行うために積み増した基金3,000億円に対して地方債を許可するとともに、そのうち2,000億円から生じる利子の95%について普通交付税により措置することとした。

地方債の発行制限の緩和 [『阪神・淡路大震災復興誌』総理府・阪神・淡路復興対策本部事務局,p37-38]

- ・通常、20%を超えると発行が制限される起債制限比率について、被災地地域においては、震災復興のため一定の事業を行う必要があること等の理由から、起債制限比率が20%を超えた場合でも地方債の発行を可能とする措置を取った。

<p>県</p>	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果</p> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>《行財政の改善に関する取り組み》</p> <p>阪神・淡路大震災により、大きな影響を受けた本県の財政運営については、臨時的・追加的な事業としての震災復旧・復興事業に伴う収支不足に対して、国からの財政支援の確保を図る一方、行政経費の抑制等の自助努力を行って計画的に解消することにより、起債制限比率をピーク時においても15%以内とするの方針を設定した。[兵庫県企画管理部新行政担当課ホームページ (<a href="http://web.pref.hyogo.jp/singyou/gyoukaku/index.htm">http://web.pref.hyogo.jp/singyou/gyoukaku/index.htm</a>)]</p> <p>「行財政構造改革推進方策」の策定 [『行財政構造改革推進方策』兵庫県]、[兵庫県企画管理部新行政担当課ホームページ (<a href="http://web.pref.hyogo.jp/singyou/gyoukaku/index.htm">http://web.pref.hyogo.jp/singyou/gyoukaku/index.htm</a>)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>兵庫県では、平成12年2月に「行財政構造改革推進方策」(以下、「推進方策」という)を策定し、平成20年度までの10年間で改革期間として、健康・福祉対策、教育や環境、新産業の創造、個性と魅力ある地域づくりなど成熟社会における課題に的確に対応するための新規施策の推進や、県民の参画と協働の推進など成熟社会型行政手法の導入促進、組織や定員・給与、行政施策の見直しなど行財政全般にわたる様々な改革を進めることとした。</li> </ul> <p>「行財政構造改革推進方策後期5か年の取組み」の策定 [『行財政構造改革推進方策後期5か年の取組み』兵庫県]、[兵庫県企画管理部新行政担当課ホームページ (<a href="http://web.pref.hyogo.jp/singyou/gyoukaku/index.htm">http://web.pref.hyogo.jp/singyou/gyoukaku/index.htm</a>)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>兵庫県は、平成12年以降、「行財政構造改革推進方策」に基づき、行財政の改革を進めていたが、厳しい経済情勢を反映して、近年、県税収入が急激に減少しており、今後、歳入面において推進方策の見通しを大きく下回り、平成16年度から20年度までの5年間で、収支不足額が約2,550億円増加することが見込まれている。</li> <li>こうした状況の下、推進方策策定以降の社会経済情勢の変化や国の政策動向、県の財政状況等を踏まえ、推進方策の総点検を行い、平成16年度から20年度までの5年間に実施する改革の内容を、「行財政構造改革推進方策後期5か年の取組み」として取りまとめた。</li> </ul> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果</p> <p>《債権の発行額の推移》</p> <p>兵庫県における県債の発行額の推移 [兵庫県企画管理部財政課ホームページ (<a href="http://web.pref.hyogo.jp/zaisei/kensai.htm">http://web.pref.hyogo.jp/zaisei/kensai.htm</a>)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成7年 758,313,437千円</li> <li>平成8年 483,499,336千円</li> <li>平成9年 288,481,150千円</li> <li>平成10年 303,679,250千円</li> <li>平成11年 261,640,550千円</li> <li>平成12年 207,712,620千円</li> <li>平成13年 231,785,289千円</li> <li>平成14年 279,515,892千円</li> </ul>
<p>市 町</p>	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>《行財政の改善に関する取り組み》</p> <p>神戸市「行財政改善緊急3カ年計画」の策定</p> <p>[『行財政改善緊急3カ年計画』神戸市、神戸市行財政局ホームページ (<a href="http://www.city.kobe.jp/cityoffice/09/021/gyoukaku/kaizen/kaizen_index.html">http://www.city.kobe.jp/cityoffice/09/021/gyoukaku/kaizen/kaizen_index.html</a>)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>神戸市は、早期の復旧・復興を成し遂げるため、緊急課題に対しては速やかに対応するよう努めてきたが、震災による市税の大幅な減収と膨大な復興財源の捻出という二律背反の状況にあって、行政運営は困難を極めた。そこで、「復興余力を捻出するために、何としても行財政改善を進める必要がある」との危機感から、「神戸市行財政改善緊急3カ年計画(平成8~10年度)」を策定し、組織再編、職員総定数の削減、事務事業の全面的見直し、震災前に計画された事業の再検討、外郭団体の統廃合などに取り組んだ。</li> </ul> <p>神戸市「新たな行財政改善の取り組み=新行政システムの確立に向けて=」の策定 [『新たな行</p>

財政改善の取り組み：新行政システムの確立に向けて』神戸市、神戸市行財政局ホームページ  
([http://www.city.kobe.jp/cityoffice/09/021/gyoukaku/kaizen/kaizen\\_index.html](http://www.city.kobe.jp/cityoffice/09/021/gyoukaku/kaizen/kaizen_index.html)) ]

- ・神戸市は、深刻な財政状況への対応のみならず、一層個別化、複雑化する市民ニーズに対応するために、サービスを提供する行政の仕組みそのものを変えていく必要があることから、「行政の構造改革を進めながら、早期に単年度の財政収支の均衡を確保する」ことを目標に、「新たな行財政改善の取り組み＝新行政システムの確立に向けて＝」という5か年計画（平成11～15年度）を策定した。
- ・同計画では、行財政改善のために100項目の目標を掲げており、平成14年度までに、そのうちの97項目に着手し、計画の約8割にあたる約470億円の削減効果を生み出すことができた。さらに、計画の最終年度である平成15年度までにすべての項目に着手し、所期の目標を達成することができた。

神戸市「財政再生緊急宣言」(平成14年2月)

- ・新行政システムの取り組みなど行政改善の目標は着実に達成してきたが、長引く不況に伴う失業率の増大や市民所得の低迷などによる市税収入の大幅な減少など、新たな要因について緊急に対策を講じる必要性があるため、平成14年2月に財政再生緊急宣言を出し、外郭団体の経営改善や事業見直し、職員の意識改革、給与削減などに取り組んだ。

神戸市「行政経営方針」(平成15年12月)

[『行政経営方針(平成15年12月)』神戸市、神戸市行財政局ホームページ

([http://www.city.kobe.jp/cityoffice/09/021/gyoukaku/kaizen/kaizen\\_index.html](http://www.city.kobe.jp/cityoffice/09/021/gyoukaku/kaizen/kaizen_index.html)) ]

- ・神戸市は、経済の低成長時代や少子高齢社会へと時代が大きく転換する中で、市民のくらしと安全・安心を守るとともに、安定した市民サービスを提供していくために、時代の変化に則した事務事業へと再構築を行うことを緊急の課題として取り組んでいる。また、真に必要な行政サービスへの選択と集中を行い、神戸市基本計画の目標年次である平成22(2010)年度を目途に、本市行財政の硬直的構造を改革する。
- ・具体的には
  - (1) 市債発行額の着実な抑制を図る。そのため既存ストックの有効活用や重点的・効率的な投資により市債発行額を元金償還額の範囲内とし、一般会計における実質市債残高を現在の3分の2程度まで圧縮する。(削減額 約5000億円)
  - (2) 時代や社会環境の急激な変化にあわせて、事業や施設の休廃止、市の上乗せ事業の見直し、受益と負担の適正化を行う。
  - (3) 民営化、民間委託など積極的に民間活力の導入を行う。特に、公の施設については、地方自治法改正の趣旨を十分に踏まえ運営体制の見直しを実施する。
  - (4) 大学、公営企業において地方独立行政法人制度を活用するなど、さらなる経営改革を実施する。
  - (5) 職員・組織体制については外郭団体への派遣職員も含めて、概ね3000人削減を目指す。

第2次西宮市行財政改善大綱(平成10年12月)[『第2次西宮市行財政改善大綱』西宮市]

- ・西宮市は、平成10年12月、第2次西宮市行財政改善大綱を策定した。この中で、景気の低迷や減税の影響などにより、市税収入の伸び悩みが見込まれる中、震災復興事業に係る起債償還の本格化に伴い、今後、公債費負担が著しく増大し、財政を大きく圧迫することが懸念されることから、財政構造の弾力化・健全化に向け、次のとおり目標数値を設定した。

(目標数値)

- ・起債制限比率(3ヵ年平均) 20%未満
- ・経常収支比率 90%未満

阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果

各市における平成6年度から平成7年度までの税収の増減率は以下のとおり。[兵庫県企画管理部財政課ホームページ(<http://web.pref.hyogo.jp/zaisei/kensai.htm>)]

神戸市 25.4%減(予算額比較による)

芦屋市 20.9%減

津名町 20.3%減

	<p>西宮市 20.2%減</p> <p>神戸市における市債等（普通会計）の発行実績（以下決算額） [『財政のあらまし（平成15年2月号）』神戸市]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成7年度 6,518億円</li> <li>・平成8年度 3,835億円</li> <li>・平成9年度 1,507億円</li> <li>・平成10年度 1,220億円</li> <li>・平成11年度 1,159億円</li> <li>・平成12年度 688億円</li> <li>・平成13年度 710億円</li> <li>・平成14年度 731億円</li> <li>・平成15年度 783億円</li> </ul> <p>・神戸市では、震災からの復興のため、大量の市債を発行し必要な資金を借入れた結果、市民1人当たりの市債残高は、震災の前後で約2倍に増加している。そのため、市債で借りた資金の返済である公債費も大きくなり、神戸市の財政を圧迫している。</p> <p>神戸市における普通会計公債費の推移は以下のとおり。 [『財政のあらまし（平成15年2月号）』神戸市]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成5年度 1,512億円</li> <li>・平成10年度 1,533億円</li> <li>・平成11年度 1,867億円</li> <li>・平成12年度 1,860億円</li> <li>・平成13年度 1,856億円</li> <li>・平成14年度 1,882億円</li> <li>・平成15年度 2,021億円</li> </ul> <p>神戸市における起債制限比率の推移は以下のとおり。 [『財政のあらまし（平成15年2月号）』神戸市]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成10年度 21.4%</li> <li>・平成11年度 22.8%</li> <li>・平成12年度 23.4%</li> <li>・平成13年度 24.2%</li> <li>・平成14年度 24.7%</li> <li>・平成15年度 25.8%</li> </ul> <p>(芦屋市)</p> <p>市債（地方債）残高及び公債費の状況 [芦屋市総務部行政改革推進室ホームページ (<a href="http://www.city.ashiya.hyogo.jp/gyokaku/">http://www.city.ashiya.hyogo.jp/gyokaku/</a>)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・震災関連事業の実施に伴い発行した市債（借入金）の影響により平成7年度以降急増し、平成13年度末の普通会計の市債残高は1,161億円に達した。これは平成5年度末残高240億円の4.8倍にも上る。</li> <li>・市債残高の増加に伴い、これの返済に要する経費である公債費も年々増加している。平成5年度普通会計の歳出総額は448億円、このうち公債費は24億円で、歳出全体の5.4%であったものが、平成14年度決算では歳出総額450億円のうち公債費は94億円となり、歳出全体の21%を占めている。</li> <li>・平成14年度決算では、経常収支比率107.5%、公債費比率28.4%、起債制限比率22.5%となっている。</li> </ul>
その他	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置 阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果</p>
阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>

県	阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果
市 町	阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果
その他	阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果
これまでの各方面からの指摘事項	
<p>平成6年度における震災関連経費の主な財源を見ると、国庫支出金が1,774億円（42.9%）、地方債が960億円（23.2%）及び一般財源等が1,023億円（24.7%）となっており、阪神・淡路大震災に関連し、地方債及び一般財源等で5割近くをまかなっている。都道府県、市町村別に見ると、都道府県では国庫支出金が1,527億円（56.7%）、地方債が565億円（21.0%）、一般財源等が546億円（20.3%）と国庫支出金のウエイトが高く、市町村では国庫支出金が247億円（17.1%）、地方債が395億円（27.3%）、一般財源等が477億円（33.0%）と一般財源等のウエイトが高くなっている。（平成8年版地方財政白書 p111-112）</p> <p>神戸市が、三月に発表した九五年度予算で、市債の発行額は過去最高の5,833億円に上った。前年度当初に比べ、発行額は四倍以上に達した。「入るを図り、出づるを制す」。財政の基本を示す言葉だが、震災は正反対の構図を生んだ。収入の基本となる市税は約七百四十億円も減少、一方で、復旧関連に巨額の事業費を要する。市の試算によると、九五年度決算は、借金返済割合を示す起債制限比率が、まだ二〇%を下回っている。しかし、翌九六年度決算では二一・七%になる。その後も増え続ける見込みで、自由に使える財源はどんどん減っていく勘定だ。（中略）最大九割の国の補助を定めた「復旧」と違い、現行では「復興」という補助制度はない。国費の投入は、従来の公共事業などと同じ扱いだ。神戸市理財局は「復興には起債だけで一兆円を要する。従来通りの補助率五割なら、市の負担は五千億円」と説明する。（「国は支援を / 財源確保へ政治の力必要」平成7年6月10日神戸新聞）</p> <p>特別立法制定への訴えだった。自治体が策定した計画に基づき、国が被災地の復興策を検討する。復興を国家的な事業に位置づけることで、財源の確保を図る考えだ。兵庫県、神戸市などは、国に復興事業への補助率引き上げ、財政支援措置を繰り返し要望してきた。被災地の街づくり、臨海部の新都心計画、広域防災帯の整備…。十分な補助制度がなければ実現は困難だ。しかし、大蔵省を中心に、補助制度拡充には難色を示す意見も根強い。大規模プロジェクトが並ぶ復興計画案に、同省からは「国の財源も限りがある。焼け太りを狙っているのではないか」といった声が漏れる。（「国は支援を / 財源確保へ政治の力必要」平成7年6月10日神戸新聞）</p> <p>大阪大学副学長、本間正明委員の指摘：震災復興関連事業費は地方自治体が負担可能な限度を超えており、災害に対して国家が各自治体に対して負うリスクシェア機能が十分に働いていなかった。特定財源である条件付き補助金による政策は細やかなニーズに対応できない場合があるため、大災害に効率的に対処するには、用途を限定せず弾力的な運営が可能な財源の確保が重要。特定地域の緊急事情を補償するはずの特別交付税が災害などのリスクシェア財源として十分に機能していない。新たにリスクシェア基金を創設すべき。（震災対策国際総合検証会議の報告内容の要旨 平成12年1月11日産経新聞）</p>	
課題の整理	
地方債の償還 復興財源の確保方策に関する検討	
今後の考え方など	
<p>○将来の公債費負担の軽減を図るため、本市においては、平成15年12月に「行政経営方針」を発表し、平成15年度末で、約1兆4,500億円ある一般会計の実質市債残高を、平成22年度までに約5,000億円削減することとしている。今後も、既存ストックの有効活用や重点的・効率的な投資により、市債発行額を元金償還額の範囲内とし、着実に市債残高の削減に努めていく。（神戸市）</p> <p>○震災に伴う財政需要の増加と厳しい経済情勢の中、国の協力を得ながら、被災市民や事業者のための支援策や都市基盤の復興対策について、これまでの間積極的に取り組んできた。</p> <p>また、震災10年を迎えるにあたっては、震災と復興過程で得た経験や教訓を活かし、今後のまちづくりに継承・発展させるため、復興・活性化推進懇話会からいただいた「復興の総括・検証」の提言を踏まえ、これからの神戸づくり方向性を具体化していくとともに、残された課題の解決に向けて全力で取り組んでいるところである。</p> <p>しかし、本市の財政は、災害復旧・復興のために発行した市債の元利償還など震災に伴う財政需要に加え、少子高齢社会の進展に伴う財政負担の増嵩や三位一体の改革に伴う影響により、一層深刻さを増している。</p> <p>財政の基盤である市税収入は依然として減収を続ける一方で、震災復興に伴う多額の公債費負担は平成16年度にピークを迎えるとともに、社会保障費や医療費は増嵩を続け、平成16年度予算における一般会計の義</p>	

務的経費比率が52%となるなど、財政構造の硬直化は一層進んでいる。(神戸市)